

コンプライアンス委員会規程

公益社団法人日本カーリング協会

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）倫理規程第7条に基づき、コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営に関し必要なことを定める。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「法令等」とは、日本国法令、本協会の定款、諸規程類及び当該加盟団体定款、規約、規程類、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。
- (3) 「違反行為」とは、コンプライアンスに違反する行為をいう。

第3条（審議・所轄事項）

本委員会は、以下の事項を審議・所管し、理事会に意見を具申する。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項
- (2) コンプライアンスに係る啓発および教育研修
- (3) 違反行為事案の調査および再発防止策の策定と実施
- (4) 通報・相談窓口に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進に関する必要な事項

第4条（委員）

1 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 10名以内

第5条（委員の選任）

- 1 委員長及び委員は、理事会の議決により、会長が委嘱する
- 2 専務理事、総務委員会から選任された者、医科学委員会から選任された者及び学識経験者を委員として選任しなければならない。

第6条（任期）

- 1 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会の理事の任期と同じく終了する。ただし再任は妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条（委員会）

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。
2. 本委員会は委員の過半数の出席により成立し、その決議は出席委員の過半数の賛成によって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。なお、電磁的記録を通じて行う委員会においても同様とする。
3. 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第8条（通報）

- 1 本協会倫理規定2条に規定する倫理規程適用者（以下「適用者」という。）は、他の適用者の違反行為及びその疑いのある行為（以下「違反行為等」という。）を知ったときは、直ちに通報窓口を通じて本委員会に通報することができる。
- 2 コンプライアンスに関わる通報方法について、本委員会は決定・周知する。

第9条（事実関係の調査）

- 1 本委員会は、適用者等から前条の違反行為等の通報があったとき及び自ら前条の違反行為等を認識したときにおいて、必要があると認めた場合には、直ちに事実関係を調査することができる。
- 2 違反行為等の調査にあたっては通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなくてはならない。

第10条（調査への協力）

- 1 前条の調査に当たり、適用者が委員会から協力を求められた場合は、協力しなくてはならない。
- 2 本委員会は、前条の調査に当たり、適用者への記録媒体等の資料開示を求めることができ、開示を求められた者は開示に応じなくてはならない。

第11条（理事会への報告）

- 1 本委員会は、調査の結果、違反行為等が行われたことを認めたときは、次の事項を直ちに理事会に報告しなければならない。

2 本協会が前項のため必要がある認めた場合には理事会の開催を請求することができる。

- (1) 違反行為等の具体的な内容
- (2) 違反行為等が行われた背景、事情
- (3) その他法令等の違反に関する事項

第12条

本規程の改廃は、本委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。

附則

本規程は、2018年6月16日から施行する。